

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月23日

京都市長 門川大作

#### 京都市規則第45号

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条の2の見出し中「良好な」を「建築設備及び良好な」に改め、同条各号列記以外の部分中「次」の右に「の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」を加え、同条各号を次のように改める。

- (1) 建築設備 建築設備を除いた部分の最高の高さから建築設備の最上部までの高さが4メートルを超えないこと。
- (2) 良好な景観の形成を図るために建築物の屋上に設ける工作物（以下「屋上に設ける工作物」という。） 次のいずれにも該当すること。
  - ア 屋上に設ける工作物を除いた部分（以下「本体部分」という。）の最高の高さから当該屋上に設ける工作物の最上部までの高さが、条例別表第2太秦安井山ノ内A地区の項（高さ20メートル区域の部分に限る。）においては3メートル、同表久世築山町ものづくり拠点A地区の項においては4メートルを超えないこと。
  - イ 本体部分と構造上分離されていること。
  - ウ 外観が本体部分の外壁面と一体となるものでないこと。
  - エ 屋上に設ける工作物の下部の空間が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管又は格納その他これらに類する用途に供されるものでないこと。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)